

十人十色



風しんの報告数が首都圏を中心に増加しています。今後県内でも感染が拡大する可能性があります。流行の情報に十分注意してください。

風しんにご注意ください

問 / 福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123(内線508)

妊娠早期の妊婦は特に注意が必要です

○風しんは

感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人うつる感染症。風邪によく似ており、発熱、発疹、リンパ節腫脹といった症状が認められ、多くの場合は数日で治ります。

○心配なのは

妊娠早期の妊婦が風しんにかかると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出ること)になる可能性があるため、注意が必要です。

○ご家族は

風しんは咳・くしゃみで他人にうつるため、特に学校、職場、公共交通機関などの人が集まる所で感染拡大する恐れがあります。自分自身だけでなく、家族と一緒に働く方を風しんから守るために左記の対策をご検討ください。

○妊娠を希望する女性は

妊娠前に風しんの抗体検査を「検討」してください。

※抗体価が低い場合は、予防接種を検討しましょう。

○妊娠中の女性は

ご家族の方に風しんの抗体検査を検討してあげてください。

※抗体価が低い場合は、予防接種を検討しましょう。

※妊婦は風しんの予防接種を受けることができません。妊娠中で予防接種を受けられない場合には、人混みを避けるなど、風しんにかかっている可能性がある人との接触は可能な限り避けてください。

○働く皆様方は

体調不良の時は「ムリしないで」

※風しんの感染拡大を防ぐためには、他人にうつさないことが大切です。

※体調がすぐれない場合には、無理して外出しないようにしましょう。

※どうしても外出が必要な場合には、咳エチケットを徹底しましょう。

※風しんを疑う症状(発熱、発疹など)が出現した際は、医師に相談しましょう。

子育て info

●12月12日(水)3歳児健診

●12月19日(水)2歳児歯科健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●親子料理教室のお知らせ

親子で『おせち料理づくり』にチャレンジしよう!

●日 時:12月22日(土)
10:00~13:00(終了予定)

●場 所:総合保健福祉センター2階調理室

●対 象:市内の小学生親子10組程度

●参加費:無料

●申込期限:12月17日(月)

※定員になり次第、申込締め切り

●申込先:福祉事務所子ども政策係
☎72-1123(内線507)



ハッピースマイル

しまだ あおば
島田 葵羽くん

平成29年12月1日生

ひろなお りえこ
島田浩直さん・理恵子さんの長男
(大東地区・仲別府)

男の子は初めてで、長女のときとはまた違った感じがあって楽しみながら育児をしています。お姉ちゃんとも仲良しで保育園から帰ってくるのをいつも楽しみにしています。これから友達をたくさん作って元気に育ててほしいですね。

Happy Smile

平成31年度教育・保育施設の 入所申込を受け付けています

問 / 福祉事務所子ども政策係 ☎72-1123(内線506)

すくすく のびのび

子育て支援情報

入所受付は、平成31年1月18日までです。

●入所施設について

串間市では、保育所(園)と幼児連携型認定こども園への入所が可能です。

●入所条件について

保育所(園)は2号認定または3号認定を受けた児童が入所できます。幼児連携型認定こども園は、1号から3号までいずれかの認定を受けた児童が入所できます。

認定については、表1と表2を参照してください。

●入所申込について

- 4月入所の受付期間
12月3日(月)~
平成31年1月18日(金)
- 5月以降の受付期間
入所希望月の前月20日まで
- 受付場所
福祉事務所子ども政策係

※入所は毎月1日付となります。

●提出書類について

- 1号認定を希望の方は、書類①、②号認定、3号認定を希望の方は、書類①②③④を福祉事務所子ども政策係に提出してください。⑤については該当者のみ提出となります。書類は福祉事務所子ども政策係、各教育・保育施設に配布しています。また、市公式

サイトからもダウンロードできます。

提出書類の不備や提出書類の不足の場合は、入所審査対象外となります。期限内に、書類をすべてそろえて提出してください。

①支給認定申請書

②就労(内定)証明書または保育利用事由証明書

【表2】で、該当する書類をご確認ください。保護者1人につき1枚提出してください。ただし、就労状況が全く同じ場合は1枚に連名で記載してください。

③保育料納付誓約書

保育所(園)を希望の方のみ提出してください。

④保育所入所申込確認書

⑤第3子以降保育料軽減申請書(該当者のみ)

世帯員の18歳未満の養育をしているお子さん全員を記入して提出してください。

●入所決定について

1号認定の方については、認定こども園が入園の内定を出します。2・3号認定の方については、市が保育の必要性が高い児童から、希望状況や保育所等の定員などに応じて順次決定します。

【表1】認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況などにより次の3つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象
1号認定 (教育標準時間認定)	認定こども園 (幼稚園機能)	満3歳以上の子ども
2号認定 (3歳以上保育認定)	標準時間(最長11時間) 短時間(最長8時間)	満3歳以上の子どもで『保育の必要な事由』に該当する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	標準時間(最長11時間) 短時間(最長8時間)	3歳未満の子どもで『保育の必要な事由』に該当する場合

【表3】保育の必要な事由により必要書類が変わります。

保育の必要な事由	必要書類	添付書類
1 就労	就労(内定)証明書	
2 妊娠・出産	保育利用事由証明書	母子手帳(予定日または出産日の分かるページ)の写し
3 疾病・障がい		診断書(疾病の場合)、障害者手帳の写し(障がいの場合)
4 介護など		介護保険証の写し
5 災害復旧		
6 求職活動	就労(内定)証明書	在学証明書
7 就学		
8 育休取得中で保育利用中		

【表2】2号または3号認定を受ける場合、父母ともに下のいずれかに該当することが必要となります。

保育の必要な事由	保護者の状況
1 就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合
2 妊娠・出産	母が出産前後(産前産後2カ月)である場合
3 疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合
4 介護など	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合
5 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育ができない場合
6 求職活動	求職活動を行うまたは継続的に行っている場合
7 就学	就学中の場合
8 虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合
9 育休取得中で保育利用中	育休休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
10 その他	上記に類する状態として串間市が認める場合